

市民税・都民税が一部改正されます

平成30年度から

税制改正により、平成30年度から主に次の項目が改正されます。

●給与所得控除の見直し 給与所得控除の上限額が、平成30年度以降、下表の通り引き下げられます。

●セルフメディケーション推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設 健康の維持・

給与所得控除		
給与収入	現行	平成30年度以降
1,000万円超～1,200万円以下	給与収入金額×5% +170万円	220万円
1,200万円超	230万円	

増進と疾病の予防に対して一定の取り組み（定期健康診断や予防接種等）を行う個人が支払ったスイッチOTC医薬品（※）の購入費用のうち、1万2000円を超える部分を所得から控除できる制度が創設されました。適用年度は平成30年度～34年度の市民税・都民税で、控除限度額は8万8000円です。申告の際には受診した健康診断の結果通知表等が必要です。なお、この特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることはできません。

※スイッチOTC医薬品とは、要指導医薬品と一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品のことです。

●添付書類の見直し 医療費控除または医療費控除の特例の適用を受ける方は、医療費や医薬品購入費の領収書の添付または提示に代えて、医療費・医薬品購入費の明細書または、医療保険者から発行される医療費通知書を、申告書に添付することが必要となりました。ただし、経過措置として、平成30年度～32年度の3年間は、領収書の添付または提示による医療費控除の適用もできます。

6 関課税課市民税係・内線120

住宅用地等の申告をお願いします

土地にかかる固定資産税・都市計画税は、利用状況によって異なります。そのため、家屋の利用用途などに変更があった場合は市に申告をお願いします。市内に土地または家屋を所有し、平成29年1月2日以降に利用状況に変更があり、次の事項に該当する方は、住宅用地等申告書を課税課土地係・家屋係（市役所1階38番窓口）へ提出してください（申告書は同係で配布）▼業務用（店舗・事務所など住宅以外の用途）家屋を住宅に用途変更した方▼住宅を業務用家屋に用途変更した方▼一棟の家屋に住宅用と業務用の部分があり、一部または全部を用途変更した方▼住宅用地の一部または全部を有料駐車場等に用途変更した方▼有料駐車場等の一部または全部を住宅用地に用途変更した方

関課税課土地係・内線121
5 ▼家屋係・内線1221

土地・家屋調査を実施中

市は現在、来年度の固定資産税の課税に必要な評価額を決めるため、新築や増築した家屋と土地の現況調査を行っています。身分証明書を携帯した市職員が家屋の間取りや仕上げ材、土地等の確認のために、宅地内や畑などに立ち入らせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。なお、平成29年1月2日以降に土地の利用状況に変更のあった方は土地係まで、

従来の家屋を取り壊して滅失登記が済んでいない方は家屋係までご連絡ください。

関課税課土地係・内線121
5 ▼家屋係・内線1221

市議会定例会が開会

平成29年第4回市議会定例会が11月30日（木）～12月18日（月）の会期で開かれます。

日程は▼11月30日（木）＝本会議（会期の決定、議案審議、一般質問など）▼12月1日（金）＝環境建設・総務委員会連合審査会▼4日（月）～6日（水）＝本会議（一般質問）▼7日（木）＝本会議（請願・陳情の付託、議案審議等）▼8日（金）＝総務委員会▼11日（月）＝厚生産業委員会▼12日（火）＝環境建設委員会▼13日（水）＝文教委員会▼14日（木）＝環境建設・総務委員会連合審査会▼15日（金）＝議会運営委員会▼18日（月）＝本会議（議案審議などの予定です）。

市議会はどなたでも傍聴できます。傍聴を希望する方は、会議当日に直接、市役所3階の▼本会議＝議場受付▼委員会＝議会事務局へお越しください。

関議会事務局・内線3322

生産緑地地区変更案の縦覧と意見書の提出

市は、都市計画法に基づき、生産緑地地区変更案の縦覧と意見書の提出を受け付けます。

●縦覧 時11月28日（火）～12月12日（火）、午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜を除く）
場都市計画課（市役所2階73番窓口）
窓口）

●意見書の提出 ①立川市長宛②標題（生産緑地地区変更案に関する意見書）③日付、住所氏名④意見を書いて、縦覧期間中に直接、または郵送（消印有効）で、都市計画課へご提出ください。

関都市計画課都市計画係・内線2366

公開する会議日程

市は、審議会などの会議を公開しています。申は申込制（申込順）。そのほかは直接会場へ（先着順）。
申夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議 時12月6日（水）午後6時30分から場市役所2階208・209会議室定5人申子育て推進課子育て推進係・内線1340へ

●教育委員会定例会 時12月14日・28日の木曜日、午後1時30分から場市役所3階302会議室定各20人関教育総務課庶務係・内線2465

●都市計画審議会 時12月21日（木）午後2時30分から場市役所2階208・209会議室定10人関都市計画課都市計画係・内線2365

今月の納期

11月30日（木）

▷国民健康保険料第5期分▷後期高齢者医療保険料第5期分▷介護保険料第5期分

納付書裏面等に記載の場所で納付してください関国民健康保険料＝保険年金課賦課係・内線1416、後期高齢者医療保険料＝保険年金課賦課係・内線1406、介護保険料＝介護保険課介護保険料係・内線1446

会議、講演会等に手話通訳等を希望する方は開催1週間前までに各問い合わせ先、または下記ファクスまでお申し込みください（Fax（521）2653）